

達 示 第 2 7 号
平成 1 9 年 6 月 1 日

東京拘置所長 児 玉 一 雄

「遵守事項（未決）」の制定について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号、改正平成18年法律第58号）第74条により、「遵守事項（未決）」を別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成14年11月20日付け達示第8号「遵守事項の制定について」は廃止する。

遵守事項 (未決)

東京拘置所

じゆん しゆ じ ころ みけつ 遵 守 事 項 (未決)

つぎ さだ じころ とうしょ しゆうよう あいだ まも じゆんしゆ
次に定める事項は、当所に收容されている間、守らなければならない遵守
じころ
事項である。これに違反した場合には、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に
かん ほうりつだい じょうだい ころ もと どうほうだい じょうだい ころ さだ ちょうぼつ
関する法律第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に定める懲罰
を科されることがある。また、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さら
に刑罰を科されることもある。

とうそう (逃走)

第1条 とうそう また とうそう くわだ
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

じさつ (自殺)

第2条 じさつ くわだ
自殺を企ててはならない。

じしょうこういとう (自傷行為等)

第3条 じしょう も しばつ の こ とう しんたい がい およ
自傷し、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある
こうい また とうい くわだ
行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

はつか (発火)

第4条 ひ はつ も じしょう また ひ はつ くわだ
火を発し、若しくは使用し、又は火を発することを企ててはならない。

たてものとう せんかい (建物等の損壊)

第5条 たてもの せつび びひん たいよひん ふく い かおな どう こわ また こわ
建物、設備、備品（貸与品を含む。以下同じ。）等を壊し、又は壊すこ
とを企ててはならない。

おそんどう
(汚損等)

第6条 たてもの せつび びひんどう らくが また おそん
建物、設備、備品等に落書きをし、又はこれらを汚損してはならない。

きのうぼうがいどう
(機能妨害等)

第7条 すいどう でんき がす つうほう つうろ た しせつ せつびどう きのう ぼうがい
水道、電気、ガス、通報、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、
若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはな
らない。

しきつぼうがい
(視察妨害)

第8条 しきつこう こわ もしくは おそん きよか はし また かく
視察孔を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、
職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

ざんぱんとうきどう
(残飯投棄等)

第9条 ざんぱん どう しょてい ばしょいがい ばしょ とうきも ほうち また
残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄若しくは放置し、又はた
んやつばを吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

ぶつびんふせいせいさくどう
(物品不正製作等)

第10条 きよか ぶつびん きんせん ふく い かおな せいさく かこう しょじ
許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、加工し、所持し、
隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらの行為を企ててはならない。

ぶつびんふせいじゅじゅ
(物品不正授受)

第 11 条 きよか たにん ぶつびん じゅじゅ また じゅじゅ くわだ
許可なく他人と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。
い。

ぶつびんとう ふせいしよう
(物品等の不正使用)

第 12 条 しよう ゆる せつびまた ぶつびん ほんらい しようもくでき こと ようと もち
使用を許されている設備又は物品を本来の使用目的と異なる用途に用
い、また さだ しようほうほう はん しよう
い、又は定められた使用方法に反して使用してはならない。

かつしゅとう
(喝取等)

第 13 条 たにん ぶつびん ぬす だまし とり また おど と
他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならない。

ふせいせんたくとう
(不正洗濯等)

第 14 条 きよか いるいとう せんたく しんたいも かみ あら みず もち しきしん
許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身
し、また みず ち みず ふせい しよう
し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。

ぼうこうとう
(暴行等)

第 15 条 たにん ぼうこう くわ も しやうがい あた また こうい くわだ
他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企
ててはならない。

(けんか)

第 16 条 たにん も こうろん また こうい くわだ
他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企ててはな
らない。

ぶじよくとう
(侮辱等)

第 17 条 ^{たにん} 他人を ^{ちゆうしやう} 中 傷し、^も ひぼうし、若しくは ^{ぶじやく} 侮辱し、^{また} 又は他人に対し ^{たい} 粗暴な ^{げんどう} 言動をしてはならない。

^{きやうはくどう}
(脅迫等)

第 18 条 ^{たにん} 他人を ^{きやうはく} 脅迫し、^{いあつ} 威圧し、^{だまし} だまし、^も 若しくは ^{こんわく} 困惑させる ^{げんどう} 言動をなし、^{また} 又は他人に対し ^{たにん} 義務なきことを ^{ぎむ} 強要してはならない。

^{せいおんそがい}
(静穏阻害)

第 19 条 ^{かべ} 壁や ^{とびら} 扉をたたくなどして ^{そうおん} 騒音を ^{はっ} 発し、^{ほうか} 放歌し、^{くちぶえ} 口笛を ^ふ 吹き、^{また} 又は ^{せいとう} 正当な ^{りゆう} 理由なく ^{おおこえ} 大声を ^{はっ} 発するなどして、^{せいおん} 静穏な ^{かんきやう} 環境を ^{がい} 害してはならない。

^{せいていきこういとう}
(性的行為等)

第 20 条 ^{たにん} 他人と ^{せいていきこうい} 性的行為をしてはならない。また、^{たにん} 他人と ^{ねどこ} 寝床を ^{とも} 共にしてはならない。

^{わいせつこういとう}
(わいせつ行為等)

第 21 条 ^{こい} 故意に ^{いんぶ} 陰部を ^{ろしゆつ} 露出するなど、^{たにん} 他人に ^{わいせつ} わいせつな ^{また} 又は ^{けんお} 嫌悪の ^{じやう} 情を ^{おこ} 起させるような ^{こうい} 行為をしてはならない。

^{さけるいとう}
(酒類等)

第 22 条 ^{さけるい} 酒類、^も たばこ若しくはこれらと ^{るいじ} 類似のものを ^{せいさく} 製作し、^{しよじ} 所持し、^{いんとく} 隠匿し、^{もち} 用い、^も 若しくは他人と ^{たにん} 授受し、^{また} 又はこれらの ^{こうい} 行為を ^{くわだ} 企ててはならない。

(とばく^{とう}等)

第23条 とばく^も若しくはとばく^{るいじ}に類似した行為^{こうい}をし、又はこれらの行為^{また}を企ててはならない。

(いれずみ^{とう}等)
(文身等)

第24条 文身^{いれずみ}を施^{ほどこ}し、又は髪^{また}若しくはまゆ^{かみ}をそり込む^もなどして、容ぼう^こを変えてはならない。

(ふせいれんらく)
(不正連絡)

第25条 許可^{きよか}なく、又は許可^{また}された方法^{きよか}をとらず、他人^{ほうほう}、外部^{たにん}の団体等^{がいぶ}と連絡^{だんたいとう}し、又は連絡^{また}することを企ててはならない。

(しんしょだいひつ^{きんし})
(信書代筆の禁止)

第26条 他人^{たにん}の信書^{しんしょ}を代筆^{だいひつ}してはならない。

(ふせいこうだん)
(不正交談)

第27条 交談^{こうだん}を禁じられている時^{きん}又は場所^{ときまた}において、正当な理由^{ばしょ}なく話^{せいとう}をし、又は話^{りゆう}しかけてはならない。

(むだんりせき)
(無断離席)

第28条 許可^{きよか}なく、指定^{してい}された場所^{ばしょ}を離れ^{はな}、職員^{しよくいん}の付添^{つきそ}いなく歩き^{ある}、又は立入^{また}りが禁止^{きんし}された場所^{ばしょ}に立ち入^たってはならない。

(ききよどうさじかんたいいはん)
(起居動作時間帯違反)

第 29 条 故意に定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。

しんりょうとう きよひ
(診療等の拒否)

第 30 条 健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。また、生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

てんけんとう きよひとう
(点検等の拒否等)

第 31 条 職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品の検査を拒否し、又は妨害してはならない。

しよくむしつこうぼうがい
(職務執行妨害)

第 32 条 職員の職務の執行を、暴行、脅迫その他の方法で妨げてはならない。

きよぎしんこく
(虚偽申告)

第 33 条 職員の職務上の調査、質問等に対して、虚偽の申告をしてはならない。

はんぷくようきゅう
(反復要求)

第 34 条 職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返し行ってはならない。

はんこう
(反抗)

第 35 条 ^{しょくいん} 職員 ^{たい} に対し、^{こうべん} 抗弁、^{むし} 無視 ^た その他の ^{ふとう} 不当な ^{ほうほう} 方法 ^{はんこう} で反抗してはならない。

^{けいばつほうれい} 刑罰法令違反

第 36 条 ^{けいばつほうれい} 刑罰法令 ^{いはん} に違反 ^{こうい} する行為 ^{こうい} をしてはならない。

^{そそのか} 唆 ^{こういとう} し行為等

第 37 条 ^た 他の ^{ひしゅうようしゃ} 被収容者 ^{たい} に対し、^{じゅんしゅじこう} 遵守事項 ^{いはん} に違反 ^{そそのか} することを ^{また} あおり、^{そそのか} 唆 ^{また} し、又 ^{えんじょ} は援助してはならない。

※ ^{じゅんしゅじこう} この ^{いはん} 遵守事項 ^{ばあい} に違反 ^{けいじしゅうようしせつおよ} した場合 ^{ひしゅうようしゃとう} のほか、^{しょぐう} 刑事収容施設 ^{おこな} 及び ^{しょぐう} 被収容者等 ^{しょぐう} の処遇 ^{かん} に関する ^{ほうりつだい} 法律 ^{じょうだい} 第 7 4 条 ^{こう} 第 3 項 ^{きてい} の規定 ^{もと} に基づき ^{しょくいん} 職員 ^{おこな} が ^{けいじしせつ} 行った ^{けいじしせつ} 刑事施設 ^{きりつおよ} の ^{ちつじょ} 規律 ^い 及び ^い 秩序 ^{ひつよう} を維持 ^{せいかつおよ} するために ^{こうどう} 必要な ^し 生活 ^い 及び ^い 行動 ^い についての ^い 指示 ^{いはん} に違反 ^{いはん} し ^{いはん} た ^{いはん} 場合 ^い にも、^{ちようぼつ} 懲罰 ^か を科 ^か されることがある。